



令和4年6月22日

株主各位

会社名 株式会社 北弘電社
代表者名 代表取締役社長 脇田 智明
(コード：1734、札証)
問合せ先 経営戦略室 経営企画部長 関根 和彦
(TEL 011-640-2231)

第72回 定時株主総会招集ご通知（正誤表）

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、令和4年6月13日付でご送付申し上げました当社第72回定時株主総会招集ご通知の記載事項の一部に修正すべき点がございましたので、謹んでお詫び申し上げますとともに、下記の通り修正させていただきます。

なお、修正箇所については、 下線を付しております。

敬具

記

修正箇所1：「1. 会社の現況に関する事項（1）事業の経過及び成果」2～3ページ

3ページ17行目

<修正前>

当社は本事案を受け、特別調査委員会の調査報告書による原因分析及び提言を真摯に受け止め、本事案の再発防止策を決定し実行しております。

<修正後>

当社は本事案を受け、特別調査委員会の調査報告書による原因分析及び提言を真摯に受け止め、令和3年12月3日付「特別調査委員会の調査報告書を受けた当社の対応に関するお知らせ」にてお知らせいたしましたとおり、本事案の再発防止策を決定し実行しております。

その後、当社は、令和4年6月22日付「元取締役に対する損害賠償請求に関するお知らせ」にてお知らせいたしましたとおり、本事案に係る当社元取締役1名に対して善管注意義務違反を理由とする損害賠償請求を行うことを決定いたしました。

修正箇所2：「1. 会社の現況に関する事項（9）対処すべき課題」5～6ページ

<修正前>

- ・工事原価付替は決して行ってはならないとの強いトップメッセージを発信した上で、工事案件がたとえ赤字であっても原価の付替を絶対にやってはいけないとの教育を徹底して行うと共に、管理・監督者に対し工事原価付替を含むコンプライアンスと会計上のルールに関する部下への指導について定期的に確認を実施する。

株主の皆様には、多大なご迷惑とご心配をおかけしておりますこと、改めて深くお詫び申し上げます。当社では、再発防止策に最優先で取り組み、信頼回復に努めてまいりますので、何卒ご理解とご支援を賜りますようお願い申し上げます。

<修正後>

- ・工事原価付替は決して行ってはならないとの強いトップメッセージを発信した上で、工事案件がたとえ赤字であっても原価の付替を絶対にやってはいけないとの教育を徹底して行うと共に、管理・監督者に対し工事原価付替を含むコンプライアンスと会計上のルールに関する部下への指導について定期的に確認を実施する。

なお、当社は、本事案に係る当社元取締役 1 名に対して善管注意義務違反を理由とする損害賠償請求を行うことも決定しており、損害回復にも努めております。

株主の皆様には、多大なご迷惑とご心配をおかけしておりますこと、改めて深くお詫び申し上げます。当社では、再発防止策に最優先で取り組み、信頼回復に努めてまいりますので、何卒ご理解とご支援を賜りますようお願い申し上げます。

修正箇所 3 : 「14. 関連当事者との取引に関する注記 (3) 関係会社」 31~32 ページ

32 ページ

<修正前>

属性	会社等の名称	資本金 (千円)	事業の内容	議決権等の 所有(被所 有)割合	関係内容	
					役員の 兼任等	事業上の関係
関連会社	合同会社フォーエ バーエナジー (札幌市中央区)	4,000	電気設備工事	所有 直接 <u>25.00%</u>	なし	小型風力発電機 取扱い終了に伴 う補償
取引の内容		取引金額 (千円)		科目	期末残高 (千円)	
営業外取引	支払補償金	149,387		工事補償損失引当金	33,398	
	工事補償損失引当 金戻入	29,728		—	—	

(注) 上記取引金額には消費税等を含んでおりません。

<修正後>

属性	会社等の名称	資本金 (千円)	事業の内容	議決権等の 所有（被所 有）割合	関係内容	
					役員の 兼任等	事業上の関係
関連会社	合同会社フォーエ バーエナジー (札幌市中央区)	4,000	電気設備工事	所有 直接 <u>100.00%</u>	なし	小型風力発電機 取扱い終了に伴 う補償
取引の内容		取引金額 (千円)		科目		期末残高 (千円)
営業外取引	支払補償金	149,387		工事補償損失引当金		33,398
	工事補償損失引当 金戻入	29,728		-		-

- (注) 1. 合同会社フォーエバーエナジーは、令和3年7月28日開催の合同会社役員総会において解散の方針を決議し、清算に向けて持分を100%としております。
2. 上記取引金額には消費税等を含んでおりません。

修正箇所4：「会計監査人監査報告書謄本」35～37 ページ

36 ページ 2 行目

<修正前>

継続企業の前提に関する注記に記載されているとおり、会社は、当社ビジネス統括本部内線統括部の太陽光発電所建設工事の工事コストの大幅な増加などにより、当事業年度において、営業損失 2,741,628 千円、経常損失 2,588,925 千円、当期純損失 2,787,443 千円を計上し、借入金残高が 3,700,000 千円に増加した。

<修正後>

継続企業の前提に関する注記に記載されているとおり、会社は、ビジネス統括本部内線統括部の太陽光発電所建設工事の工事コストの大幅な増加などにより、当事業年度において、営業損失 2,741,628 千円、経常損失 2,588,925 千円、当期純損失 2,787,443 千円を計上し、借入金残高が 3,700,000 千円に増加した。

修正箇所5：「監査役会監査報告書謄本」38～39 ページ

<修正前>

監 査 報 告 書

当監査役会は、令和3年4月1日から令和4年3月31日までの第72期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受け、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事象については認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する取締役の職務の遂行についても、継続的に改善が図られているものと認めます。

なお、事業報告に記載されていますとおり、当社は太陽光発電所建設工事に係る案件において原価総額の見積を見直したところ損失の発生が見込まれる事態が発生したことを受け、特別調査委員会を設置し、調査が行われました。当社は、特別調査委員会の調査報告書による原因分析及び提言を真摯に受け止め、再発防止策について検討を重ね、取締役会において大型案件等重要案件の管理強化、実行予算変更に関する仕組みの整備と教育、管理部門及び取締役会によるリスク管理・モニタリングの強化など再発防止策を決定いたしました。当監査役会としましては、当該再発防止策が当社において確実に実行されていると認識しており、継続して監視し、検証して参ります。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 EY 新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

なお、当社には「継続企業の前提」に注記がついております。

令和4年6月6日

株式会社 北 弘 電 社 監査役会

常勤監査役

(社外監査役) 樋 口 博 之 ㊟

監査役

(社外監査役) 桶 谷 治 ㊟

監査役

(社外監査役) 西 村 盛 ㊟

<修正後>

監 査 報 告 書

当監査役会は、令和3年4月1日から令和4年3月31日までの第72期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるとともに、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 元取締役1名について、太陽光発電所建設工事の原価管理及び内部統制システムの運用に関する善管注意義務違反の疑いがあるものと認めます。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する取締役の職務の遂行についても、継続的に改善が図られているものと認めます。

なお、事業報告に記載されていますとおり、当社は太陽光発電所建設工事に係る案件において原価総額の見積を見直したところ損失の発生が見込まれる事態が発生したことを受け、特別調査委員会を設置し、調査が行われました。当社は、特別調査委員会の調査報告書による原因分析及び提言を真摯に受け止め、再発防止策について検討を重ね、取締役会において大型案件等重要案件の管理強化、実行予算変更に関する仕組みの整備と教育、管理部門及び取締役会によるリスク管理・モニタリングの強化など再発防止策を決定いたしました。当監査役会としては、当該再発防止策が当社において確実に実行されていると認識しており、継続して監視し、検証して参ります。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 EY 新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

なお、当社には「継続企業の前提」に注記がおります。

令和4年6月22日

株式会社 北 弘 電 社 監査役会

常勤監査役

(社外監査役) 樋 口 博 之 ㊟

監査役

(社外監査役) 桶 谷 治 ㊟

監査役

(社外監査役) 西 村 盛 ㊟

以上